

アジア・アフリカ法整備・海外法政研究奨励奨学金制度規程

(目的)

第1条 アジア・アフリカ法整備・海外法政研究奨励奨学金（以下「本奨学金」とする）は、アジア・アフリカ諸国の法整備に対する寄与およびアジア・アフリカ諸国への法政調査旅行を支援することを通して、明治学院大学法学部及び同大学院における学業の奨励および人材育成に寄与することを目的とする。

(資金)

第2条 本奨学金の資金は、当該年度の白金法学会予算に計上された資金の中から支給する。

(対象)

第3条 本奨学金は、明治学院大学法学部または同大学院に在学する者で、以下のいずれかに該当する者を対象とする。

- 一 本学での勉学・研究の成果を生かし、アジア・アフリカ諸国における法整備に貢献することが期待される留学生
 - 二 アジア・アフリカ諸国の法や政治を調査する目的で、アジア・アフリカ地域に旅行をする者
- ② 前項第1号に関しては、本奨学金の目的に鑑み、帰国後、母国の法整備等に貢献することが期待される者で、日本における学業を成就するために経済的支援を必要とする者を優先する。
- ③ 第1項2号に関しては、危険地域への調査旅行は奨学金の対象から除外する。
- ④ 第1項2号に関しては、学生の自主的な計画によるもののほか、白金法学会が提供するプロジェクトも対象とする。なお、ゼミ旅行（ゼミ合宿）として行われるものは対象としない。
- ⑤ 第1項2号に該当する者に同行する者に対し、白金法学会役員会は、旅費及び滞在費を支給することができる。なお、役員会は、支給の決定について、白金法学会会長に委任することを妨げない。この場合、白金法学会会長は、役員会に報告し、承認を受けるものとする。
- ⑥ 第4項に規定する白金法学会が提供するプロジェクトとは、白金法学会会員の所属する各種団体が、学部学生又は大学院生及び留学生の参加を認める調査旅行等で、白金法学会役員会において承認されたものをいう。

(申請)

第4条 本奨学金の給付を希望する者は、所定の申請書類および学部教員の推薦書を提出しなければならない。

- ② 申請の締切は原則として、7月15日および1月15日とする。ただし、出発日の直近の申込日とする。

(奨学生の選考及び決定)

第5条 奨学生の選考に当たっては、白金法学会役員によって構成される審査委員会（教員と卒業生の双方を含む）が審査し、同審査結果に基づいて会長が決定する。

(支給)

第6条 第3条1項1号に関しては、奨学金の支給額及び支給方法は、白金法学会役員会が決定する。奨学金の支給期間は、原則として当該年度限りとするが、白金法学会が必要と認める場合には、支給期間を延長することができる。

② 同条1項2号に関しては、原則として一件10万円を支給する。ただし参加者が多数の場合には、支給額を考慮することがある。

(報告義務)

第7条 奨学生は、白金法学会に対し、本奨学金により支援を受けた勉学・研究または調査旅行の成果について、文書により報告する義務を負う。

(返還義務)

第8条 本奨学金の返還義務はない。ただし、第3条1項1号に該当する奨学生が、受給年度内に退学、除籍、休学および学則第34条による懲戒処分を受けた者については、すでに支給した奨学金を返還させることができる。

② 奨学金返還の可否および金額については、白金法学会役員会が決定する。

(本規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、白金法学会役員会の議を経て行う。

2005年5月14日 制定

2005年7月23日 一部改正

2007年9月29日 一部改正

2009年4月11日 一部改正